

指導行政のポイント

ミニмум・スタンダード

菱村 幸彦

このたび、中央教育審議会が新しい時代の教養教育のあり方について中間報告の原案をまとめた、というニュースが報じられている。

教養教育の基本は「読・書・算」

新聞報道によると、中教審の中間報告案は、初等中等教育段階における教養教育のあり方について、次のような諸点を示しているという。

○教養は、学ぶ意欲やそれに基づく努力によって豊かに育まれていくものであるが、その前提として堅固な基礎・基本の学力が不可欠である。

○読み・書き・計算は、教養の基本となる「型」というべきものであり、学校はこの「型」を定着させるよう全力を注いで徹底的に指導することが必要である。とくに、国語の力は、思考力・表現力の基礎となるもので、すべての教養の基本である。

○一部に個性を尊重した教育の重要性を強調するあまり、基礎・基本の学力を徹底的に指導することが個性の尊重と相反するかのような受け止め方をされているが、これは全く誤った受け止め方といわざるを得ない。

ここに指摘されている諸点は、いずれも当然のことであり、格別、目新しいことではない。しかし、中教審の中間報告案があえてこうした点を強調するのは、最近の新学習指導要領に対する批判を意識してのことではないか。

このところ、大学生の学力低下が問題になっている。そこで言われるのは、学力低下の原因が小・中学校の個性教育とゆとり教育にあるという批判である。つまり、臨教審以来の個性教育とゆとり教育の重視政策によって、教育内容が大幅に削減され、児童・生徒の教育水準が低下している。2002年から実施される新学習指導要領でそれがさらに加速するおそれがある、というのだ。

文部省は、こうした懸念をなんとか払拭したいと、い

ろいる努力をしている。たとえば、文部省のホームページを開いてみると、「よりよい教育を目指して」と題する文部大臣のメッセージが載っている。

このメッセージでとくに注目されるのは、「全員が学ぶべき内容は削減するが、基礎・基本について、全員が確実に習得できるよう繰り返し徹底した指導を行う。...同時に、学習指導要領は、最低基準であり、理解の早い子には、より高度な内容を教えることも可能であることを明確にする」と述べていることだ。

跳べる子は高く跳べ

学習指導要領は、教育内容の全国基準であるが、労働基準法の基準のように、基準を一步でも踏み出してはだめというような厳しいものではない。弾力的な基準なのだ。

加えて、学習指導要領の総則では「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することもできる」と明示している。これは、学習指導要領がミニмум・スタンダードであることを意味する。

学習指導要領がミニмум・スタンダードであるからには、理解の早い児童・生徒には、学習指導要領を超えて、より高度な内容を教えていいわけだ。高く跳べる子に低く跳べということはない。「跳べるなら、高く跳べ」というのが教育ではないか。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育研究所名誉所員)

...本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、学校の指導に当たる教育委員会を主な対象に9月から2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料 FAX 0120-462-488 にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。FAX による質問等も受けつけています。

本紙はホームページでも閲覧できます
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

緊急増刊 1月刊

予約受付中! お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

教課審委員を含む専門家が改訂のポイントを徹底解説、記入方法を図解で例示!

『教職研修』緊急増刊 『新指導要録全文と要点解説』 定価 2,350 円

研修誌・図書の直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)